

京都市交通局職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第11条第1項第4号中「第6条の4第1項に規定する里親」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改め，「のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り，「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に改め，「であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)